

下関市工事費内訳書取扱要領の一部を改正する要領

下関市工事費内訳書取扱要領（平成27年3月3日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 下関市が発注する工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付するもの（以下「対象工事」という。）について、工事費内訳書（別記様式）の提出を求めるものとする。</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 下関市が発注する工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付するもの（以下「対象工事」という。）について、工事費内訳書（別記様式）の提出を求めるものとする。</p> <p><u>2 入札時積算数量書活用方式の対象工事において、当該方式の適用を希望する場合には、前項に規定する工事費内訳書に加え、当該内訳書の積算根拠とした数量を、下関市が交付し公開する入札時積算数量書に記載し提出するものとする。この場合において、提出された当該数量書の数量は工事費内訳書の一部として取り扱うものとする。</u></p>

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。